

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第63号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和45年岩手県規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第3号(第2条関係) [略] 法人税の確定申告書等に租税特別措置法第45条第2項の規定による償却限度額の計算に関する明細書の添付の有無 [略] [略]	様式第3号(第2条関係) [略] 法人税の確定申告書等に租税特別措置法第45条第4項の規定による償却限度額の計算に関する明細書の添付の有無 [略] [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則を廃止する規則(平成22年岩手県規則第62号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(昭和47年岩手県規則第4号。以下「旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則」という。)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第2号(第2条関係) [略] 法人税の確定申告書等に租税特別措置法第45条第2項の規定による償却限度額の計算に関する明細書の添付の有無 [略] [略]	様式第2号(第2条関係) [略] 法人税の確定申告書等に租税特別措置法第45条第4項の規定による償却限度額の計算に関する明細書の添付の有無 [略] [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則及び旧農村地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。